

つなぐ



袋井特別支援学校
支援連携課便り ③
令和7年2月19日

「つなぐ」第3号となる今回は、本年度の交流及び共同学習の様子や保護者の皆様からご要望をいただいた「成年後見制度」についてお知らせします。

交流及び共同学習



学校間交流（学校所在地域における交流および共同学習）

小学部

4年生

高南小学校の4年生を自分たちで作ったゲームコーナーに招待しました。



5年生

浅羽北小学校で、ボウリングやポッチャと一緒にやりました。



6年生

修学旅行に行った思い出を高南小学校の6年生に発表しました。



中学部

9月には、袋井南中学校の3年4組が本校に来て、中学部の各学年やクラスで交流しました。グランドゴルフや順送球などのレクリエーションをしながら、協力したり、応援し合ったりしていました。10月には中学部全員で袋井南中学校へ行き、2年生の合唱コンクール中間発表で合唱を鑑賞しました。大勢での歌声に聴き入っていました。



高等部

6月には、袋井高等学校の美術部が本校に来て、高等部1年生と交流しました。本校の校歌をイメージした巨大な共同作品が出来上がりました。11月には、袋井商業高等学校の吹奏楽部が本校に来て、高等部と交流しました。体を動かして聴いたり、手をたたきながら聴いたりする生徒もいました。間接交流では、それぞれの学校で高等部の作業製品を展示していただきました。



「交流籍」を活用した交流及び共同学習

「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施数、活動内容、保護者や交流籍校担任の感想をお伝えします。来年度、交流を考えている保護者の方は、参考にして下さい。

市町別実施児童生徒数					
	磐田市	袋井市	森町	掛川市	合計
小学部	20	18	3	1	42
中学部	11	3	1	1	16
合計	31	21	4	2	58

市町別実績学校数					
	磐田市	袋井市	森町	掛川市	合計
小学部	9	8	2	1	20
中学部	5	1	2	1	9
合計	14	9	4	2	29

【活動内容】

自己紹介では、好きなこと、住んでいる場所、よく行く店、頑張っている学習の紹介をしました。交流回数が多い児童生徒は、自己紹介クイズを交流籍校児童生徒に出し、盛り上がっていました。

一緒に体を動かすレクリエーションに取り組むことで、自然と仲良くなる姿が見られました。ポッチャやボウリング、じゃんけん列車、椅子取りゲーム、爆弾ゲーム、ダンス、歌などの活動に組み込みました。

交流が初めての児童生徒は、出席調べでの返事、合奏などの鑑賞をしました。また、手紙や作品のやり取りをする間接交流も行いました。



【保護者の感想】



学年が上がるごとに距離が離れてしまわないか心配していましたが、自然に交流できており、貴重な経験になりました。継続していくことが重要だと感じています。

【交流籍校担任の感想】



クラスの子供たちの普段見られない一面が見られました。子供たちも相手を大切にすることの良さを味わえた様子でした。共生社会の実現に向けて、同じ地域に住む子とのつながりができたことは、子供たちの将来に役に立つことがあると思います。

成年後見制度について

「成年後見制度」って？

認知症や障がいがあることで、お金の使い方が難しくなってしまうことや、近い将来にその可能性がある等で不安やお困りのことはありませんか？

このような方々のために「成年後見制度」があります。これは、判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように支援・保護する制度です。



例えば

こんな時…

- 暮らしのサービスがうまく使えない
- お金のやりくりができない
- 書類の手続きに困っている
- 将来、認知症になったらと不安です。今できることはありますか？
- 任意後見と法定後見の違いを教えてください。

●自分で備える「任意後見制度」

本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、任意後見人が本人を支援する制度です。



●皆で支える「法定後見制度」

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度です。



成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の主な違いは、次の表のとおりです

(法定後見制度)	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が 不十分な方 <例えば…> 日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物は不安	判断能力が 著しく不十分な方 <例えば…> 日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物にはサポートが必要	判断能力が 全くない方 <例えば…> 日常的な買い物も難しい
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	民法に記載の行為の他、申立てにより裁判所が定める行為	原則すべての法律行為（日常生活に関する行為以外の行為）
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為（生活の組み立てや財産管理に関するすべての法律行為）

相談先

相談先：袋井市成年後見支援センター

相談時間：午前9時～午後5時（平日の月～金曜日）

住所：袋井市久能2515-1 はーとふるプラザ袋井

*必要に応じて自宅まで来てくださるそうです。

問い合わせ：0538-44-0885

<袋井市社会福祉協議会ホームページより>

相談先：磐田市成年後見支援センター

相談時間：午前8時30分～午後5時15分
（平日の月～金曜日）

住所：磐田市国府台57-7 1プラザ1F

問い合わせ：0537-37-2792